

平成 29 年 12 月 市 議 会 定 例 会 議 提 出 議 案

(平成 29 年 12 月 日提出)

区分	予算関係	条例関係 (中核市関係)	条例関係	その他議案	報告	計
件数	6	39	10	5	1	61

* この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

1 議案 第 号 平成 29 年度福島市一般会計補正予算

2 議案 第 号 平成 29 年度福島市水道事業会計補正予算

3 議案 第 号 平成 29 年度福島市下水道事業会計補正予算

4 議案 第 号 平成 29 年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算

5 議案 第 号 平成 29 年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算

6 議案 第 号 平成 29 年度福島市工業団地整備事業費特別会計補正予算

7 議案 第 号 福島市外部監査契約に基づく監査に関する条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 中核市に義務付けられる包括外部監査の実施にあたり、監査対象にできる財政援助団体等について規定
- (2) 個別外部監査契約の対象となる監査の種類について規定

(平成 30 年 4 月 1 日から施行)

8 議案 第 号 福島市社会福祉審議会条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 社会福祉法に基づき設置する地方社会福祉審議会の組織及び運営に関して、所掌事務、委員の任期、設置する専門分科会等、必要な事項を規定
- (2) 民生委員審査専門分科会等、5つの専門分科会を設置するにあたり、市独自に地域福祉、高齢者福祉の2つの専門分科会を設置

(平成 30 年 4 月 1 日から施行)

9 議案 第 号 福島市民生委員の定数を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 民生委員法の規定に基づき、民生委員の定数を規定
 - ① 中核市及び人口 10 万人以上の市の基準を参酌して規定
 - ・ 民生委員・児童委員の定数 586 人

(平成 30 年 4 月 1 日から施行)

10 議案 第 号 福島市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 生活保護法の規定に基づき、生活保護を実施するために設置される救護施設、更生施設、授産施設等の保護施設の設備及び運営に関する基準を規定

(平成 30 年 4 月 1 日から施行)

11 議案 第 号 福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、居宅介護や自立訓練等の障害福祉サービスについて、介護給付費及び訓練等給付費等を市から受給できる指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定
(平成30年4月1日から施行)

12 議案 第 号 福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、夜間に施設入所支援を行うとともに、昼間に生活介護、自立訓練等を行う障害者支援施設について、介護給付費又は訓練等給付費等を市から受給できる施設障害福祉サービスを提供する指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定
(平成30年4月1日から施行)

13 議案 第 号 福島市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、居宅介護や自立訓練等の施設を必要とする障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定
(平成30年4月1日から施行)

14 議案 第 号 福島市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設である地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定
(平成30年4月1日から施行)

15 議案 第 号 福島市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、住居を求めている障がい者に低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う福祉ホームの設備及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定
(平成30年4月1日から施行)

16 議案 第 号 福島市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、夜間に施設入所支援を行い、昼間に生活介護、自立訓練等を行う障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

17 議案 第 号 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 児童福祉法の規定に基づき、保育所等の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

18 議案 第 号 福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を規定

(平成30年4月1日から施行)

19 議案 第 号 福島市小児慢性特定疾病審査会条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病の医療費支給認定等を行う審査会を設置するにあたり、審査会の組織及び運営について規定

(平成30年4月1日から施行)

20 議案 第 号 福島市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由及び経済的な理由等により自宅で生活が困難な方が入所し、食事や日常生活の支援を行う養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

21 議案 第 号 福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 老人福祉法の規定に基づき、常時介護が必要で、在宅生活が困難な方が入所し、日常生活上の介護等を受けることができる特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

22 議案 第 号 福島市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 老人福祉法の規定に基づき、身寄りがなく、自宅で自立した生活が困難な方が入所し、日常生活上の介護等を受けることができる、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

23 議案 第 号 福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 介護保険法の規定に基づき、居宅介護サービス計画等により、要介護認定者が可能な限り居宅において日常生活を営むことができるよう援助を行う、訪問介護等の指定居宅サービス等について、事業の人員、設備及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

24 議案 第 号 福島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 介護保険法の規定に基づき、要介護認定者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービス等を確保する居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行う指定居宅介護支援等の事業について、人員及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

25 議案 第 号 福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 介護保険法の規定に基づき、要支援認定者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援等を行う指定介護予防サービス等の事業について、人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

26 議案 第 号 福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 介護保険法の規定に基づき、自宅では介護が困難な方が入所し、日常生活上の介護等を受けることができる指定介護老人福祉施設について、人員、設備及び運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

27 議案 第 号 福島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 介護保険法の規定に基づき、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにし、居宅における生活への復帰を目指す介護老人保健施設について、人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を規定
- (2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

28 議案 第 号 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、所要の改正を行う。

【条例の主な内容】

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の排出抑制や再利用の促進等における市等の責務、集積所からの持去りの禁止等について規定
- (2) 中核市への移行により、新たに行う廃棄物処理に関する許可、自動車リサイクルに関する引取業者の登録等に関する手数料等を規定

(平成30年4月1日から施行)

29 議案 第 号 福島市保健所条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 地域保健法の規定に基づき、保健所の名称、位置、所管区域及び手数料等必要な事項を規定
- (2) 地域保健対策や保健所運営等を審議する保健所運営協議会の設置について、組織及び運営に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

30 議案 第 号 福島市感染症診査協議会条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、就業制限、入院勧告等を審議する感染症診査協議会の設置について、組織及び運営に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

31 議案 第 号 福島市興行場法施行条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 興行場法の規定に基づき、映画、演劇等、公衆に見せ、又は聞かせる施設である興行場について、施設の構造設備や衛生措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

32 議案 第 号 福島市旅館業法施行条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 旅館業法の規定に基づき、宿泊料を受けて人を宿泊させるホテル営業、旅館営業等の旅館業について、旅館の構造設備や衛生措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

33 議案 第 号 福島市公衆浴場法施行条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 公衆浴場法の規定に基づき、公衆浴場について、配置基準や衛生・風紀措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

34 議案 第 号 福島市理容師法施行条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 理容師法の規定に基づき、頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整える理容の業について、理容所の衛生措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

35 議案 第 号 福島市美容師法施行条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)美容師法の規定に基づき、パーマントウエーブ、結髪等の方法により容姿を美しくする美容の業について、美容所の衛生措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

36 議案 第 号 福島市クリーニング業法施行条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)クリーニング業法の規定に基づき、溶液や洗剤を使用し、衣類等を洗濯するクリーニング業について、クリーニング所の衛生措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

37 議案 第 号 福島市食品衛生法施行条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)食品衛生法の規定に基づき、食品の営業施設から収去した食品等を検査する保健所の食品衛生検査施設の設備や食品の営業施設の衛生措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

38 議案 第 号 福島市と畜場法施行条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)と畜場法の規定に基づき、食用目的に牛、豚等をとさつし、又は解体すると畜場について、一般と畜場の構造基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

39 議案 第 号 福島市化製場等に関する法律施行条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)化製場等に関する法律の規定に基づき、死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するための施設である死亡獣畜取扱場について、死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場の区域の変更等、法の施行に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

40 議案 第 号 福島市医療法施行条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)医療法の規定に基づき、専属の薬剤師を置かなくてはならない診療所等、法の施行に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

41 議案 第 号 福島市魚介類行商人の登録に関する条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 食品衛生上の危害を防止するため、魚介類行商を営もうとする者の登録を行うとともに、容器の基準や遵守事項等について、魚介類行商に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

42 議案 第 号 福島市給水施設等条例の一部を改正する条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づき、新たに市長へ届出が義務付けられるようになる床面積3,000㎡以上の興行場、百貨店等の特定建築物の給水施設等について、手続の整合性を図るため、適用除外の規定を追加

(平成30年4月1日から施行)

43 議案 第 号 福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 浄化槽法の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けるため、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

44 議案 第 号 福島市開発審査会条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 都市計画法の規定に基づき、市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認めるものの、例外的な立地上の基準の要件適合性について審査する開発審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

45 議案 第 号 福島市屋外広告物条例制定の件

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観又は風致を維持するため、広告物の表示等を制限する特別規制地域等の設定、屋外広告業の登録の基準等、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

46 議案 第 号 福島市個人情報保護条例及び福島市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 個人情報の定義等の見直し

① 生体認証、被保険者証の記号・番号等による個人識別符号の定義の追加

② 電磁的記録、音声等による記述等の定義の追加

- (2) 要配慮個人情報の定義を新たに追加（福島市個人情報保護条例のみ改正）

① 人種、信条、社会的身分、病歴等、その他本人に対する不当な差別、偏見等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報として定義を追加

(公布の日から施行)

47 議案 第 号 福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
個人番号を利用する事務を追加する等のため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 独自利用事務の追加

- ① 小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業による生活用具の給付に関する事務
- ② 特定不妊治療費助成事業による不妊治療に要する費用の助成に関する事務
- ③ 私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業による補助金の交付に関する事務

(平成30年4月1日から施行)

48 議案 第 号 福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

中核市移行により移譲される事務に従事する職員に、特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 改正及び新設する手当

- ① 防疫作業手当 日額350円
- ② 有害物等取扱手当 日額290円
- ③ 野犬捕獲作業手当 日額1,100円(補助作業については日額350円)
- ④ 環境衛生検査等作業手当 日額350円

(平成30年4月1日から施行)

49 議案 第 号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

中核市への移行に伴う移譲事務のうち、保健所において行う事務に関する手数料を定めるため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 狂犬病予防法関係の手数料の追加

- ① 抑留犬の飼養管理手数料 1頭1日につき600円 等

(2) 温泉法関係の手数料の追加

- ① 温泉利用許可申請手数料 1件につき 32,400円 等

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係の手数料の追加

- ① 薬局開設許可申請手数料 1件につき 32,000円 等

(4) 毒物及び劇物取締法関係の手数料の追加

- ① 毒物劇物販売業登録申請手数料 1件につき 16,000円 等

(平成30年4月1日から施行)

50 議案 第 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定の件

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 法律の改正に伴い、条例の名称等の改正

- ① 名称中、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の経済発展の基盤強化に関する法律第9条第1項」に改める。

(2) 工場立地特例対象区域の追加

- ① 福島大笹生IC周辺地区を乙種区域(工業地域、工業専用地域)として緑地面積率及び環境施設面積率を緩和する。

(公布の日から施行)

51 議案 第 号 福島市土湯地区温泉施設設置条例制定の件

土湯地区に温泉施設を設置するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 名称及び位置 中之湯 福島市土湯温泉町字下ノ町5番地
- (2) 開館時間 午前9時から午後9時
- (3) 休館日 毎週火曜日
- (4) 使用料

		区 分		使 用 料	
基本使用 料	一般入浴 券	普通券	1歳以上12歳未満の者	1人1回	250円
			12歳以上の者	1人1回	500円
		回数券	1歳以上12歳未満の者	12回券	2,500円
			12歳以上の者	12回券	5,000円
貸切風呂 使用料	貸切風呂入浴券		1団体50分につき	1,500円	

(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

52 議案 第 号 福島市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件

公設地方卸売市場の使用料の特例期間を延長する等のため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 市場使用料の特例の期間を、平成30年3月31日から平成34年3月31日まで延長

(平成30年4月1日から施行)

53 議案 第 号 福島市景観条例制定の件

景観を生かしたまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、所要の改正を行う。

【条例の主な内容】

- (1) 建築物、工作物、開発行為等の一定規模を超える「届出対象行為」について、景観計画区域内の建築物の新築、改築等の行為を行う場合の高さ及び面積の適用除外を規定
- (2) (1)のうち建築物及び工作物の新築、改築等の行為を、法に基づき、変更その他必要な措置をとるよう命令を行うことができる「特定届出対象行為」として規定
- (3) 特に重点的かつ先導的に取り組む必要があると認める地区を「景観重点地区」として指定できる旨を引き続き規定

(平成30年4月1日から施行)

- 54 議案 第 号 福島市営住宅等条例及び福島市子育て定住支援賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定の件**
公営住宅法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
【主な改正内容】
(1) 認知症である者等の収入申告の免除規定の追加
(公布の日から施行)
- 55 議案 第 号 福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件**
給水区域の拡張に伴い、所要の改正を行う。
【主な改正内容】
(1) 立子山地区の給水区域に井戸沢の一部を追加
(平成30年4月1日から施行)
- 56 議案 第 号 民事調停申立ての件**
市営住宅に係る滞納家賃等の支払いに関して、調停を申し立てる。
- 57 議案 第 号 字の区域の変更の件**
大波の一部の地区における地籍調査の実施に関連して、字の区域の適正化を図るため、字の区域の変更を行う。
- 58 議案 第 号 市道路線の認定の件**
一般公共の用に供するため17路線を認定する。
- 59 議案 第 号 財産取得の件**
一般廃棄物最終処分場整備事業用地を取得する。
- 60 議案 第 号 専決処分承認の件**
急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長が専決処分をしたものについて、承認を求める。
(1) 平成29年度福島市一般会計補正予算 (専決第16号)
- 61 報告 第 号 専決処分報告の件**

主な補正内容

○ 一般会計

番号	事業内容	歳出予算 補正額
	【歳入歳出予算補正】 (復興関連以外)	千円
1	公立認定こども園整備事業費 「福島市立幼稚園再編成計画」に基づき、平成31年4月開園に向けて市立認定こども園2園(ふくしま中央、ひらの)を整備するため、既存の施設を活用した基本設計を実施するもの	6,700
2	十六沼公園サッカー場整備事業費 2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致も視野に、本市スポーツの振興及び増加しているサッカー場利用者の利便性向上のため、十六沼公園北側用地に天然芝サッカーコート2面等を3カ年度で整備するもの	202,171

○ 特別会計

番号	事業内容	歳出予算 補正額
	【歳入歳出予算補正】	
	工業団地整備事業費特別会計	千円
1	工業団地整備用地取得費 企業誘致による雇用の創出を図り、活力あるまちづくりを推進するため、福島大笹生IC周辺地区への新工業団地の整備開発に必要な分譲用地等の用地取得を進め、平成30年度分譲開始を目指すもの。	824,000